

## 安来市地域公共交通活性化協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、安来市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 交通計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 交通計画の実施に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(協議会の委員)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市長が指名する職員
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般社団法人島根県旅客自動車協会
- (4) 安来市を管轄する道路管理者
- (5) 市民又は利用者の代表
- (6) 島根県交通運輸産業労働組合協議会
- (7) 安来警察署の代表者が指名する者
- (8) 学識経験者その他会長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長を置き、第3条第1号の者をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、委員の中から会長が指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(監事)

第6条 協議会に監事を2人置き、会長が指名する。

2 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を会議において報告しなければならない。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければならない。

3 会議の議決の方法は、出席委員の全会一致を原則とする。ただし、全会一致が得られないときは、多数決とし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、原則として公開とする。

(関係者の出席)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(協議結果の取扱い)

第9条 委員及び関係者は、会議において協議が調った事項について、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、地域公共交通担当課において処理する。

(経理及び財務に関する事項)

第11条 協議会の運営に関する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

2 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。